

I T化推進施策に関する行政評価・監視－地域情報化を中心としての の勧告に伴う改善措置状況（その後の回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成16年12月～18年1月
- 2 対象機関 調査対象機関
内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省
関係調査等対象機関
都道府県、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成18年1月13日 総務省、文部科学省、農林水産省及び経済産業省に対し勧告

【回答年月日】

総務省 平成18年12月4日
文部科学省 平成18年11月27日
農林水産省 平成18年12月5日
経済産業省 平成18年11月30日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

総務省 平成20年4月22日
文部科学省 平成20年4月23日
農林水産省 平成20年4月17日
経済産業省 平成20年5月8日

【行政評価・監視の背景事情等】

- 平成13年1月のIT基本法(注)の施行、IT戦略本部の設置以降、国は累次のe-Japan戦略とこれに基づくe-Japan重点計画に沿って各種のIT化推進施策を実施
(注) 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12年法律第144号)
- ITの利活用を図る上で重要な役割を担う地域情報化を推進する地方公共団体に対し、国は各種支援施策を展開
- 今後、更にIT化を推進するに際して、改善すべき点はないかという観点から、国の支援施策の実施状況を調査

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>1 地域情報化に係る各種事業の効率的かつ効果的な実施</p> <p>(1) 地域公共ネットワークの整備事業（地域イントラネット基盤施設整備事業、地域インターネット導入促進基盤整備事業）</p> <p>【勧告】</p> <div data-bbox="168 384 1070 614" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 地域イントラネット基盤施設整備事業（以下「地域イントラネット事業」という。）については、地域公共ネットワークの整備の推進という事業目的を達成する観点から、伝送施設の整備に対して重点的に補助することをマニュアルに明示し、市町村等に周知すること。 (総務省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 地域公共ネットワークをより早期に実現させるためには、その基盤となる伝送施設の整備に重点を置くことが望ましいが、「地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアル」（以下「マニュアル」という。）には、伝送施設に対する補助を業務システム用設備に対する補助に優先させることは示されていない。</p> <p>→ 補助事業の対象経費全体に占める業務システム用設備の整備費の割合が伝送施設の整備費の割合に比し高いものがみられ、補助金が地域公共ネットワークの整備の推進に重点的に使われていない市町村あり</p> <p>【勧告】</p> <div data-bbox="168 1123 1070 1390" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 地域公共ネットワークを構成する伝送施設について、自ら敷設する場合と借り上げる場合の経費を比較するに当たって、市町村等が的確に判断できるように、それぞれの場合において必要となる施設等の仕様、経費の積算に関する留意点等をマニュアル及び標準仕様書に明示し、市町村等に周知すること。 (総務省)</p> </div>	<div data-bbox="1115 248 1850 341" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況 ⇒ : 「その後の回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→ 「地域イントラネット基盤施設整備事業実施マニュアル」を平成 18 年 4 月に改正（以下「改正マニュアル」という。）し、「本事業は伝送施設の整備に対して重点的な補助を行うものであることから、伝送施設の規模からして、その他の施設及び設備の規模が過度なものにならないようにしてください。」と明示し、実施団体に周知</p> <p>⇒ 新たに事業を実施する団体に対し、改正マニュアルにより伝送施設の規模からしてその他の施設及び設備の規模が過度なものにならないことを周知</p> <p>→ 改正マニュアルに、ネットワークの自設又は借り上げの比較・選定に当たっては、①光ファイバの総延長を簡略化した方法で見積もることによって借り上げ経費の積算が不正確、②システム改修を正しく見積もらず借り上げ経費を過大に積算、③自設する場合に減価償却費及び維持管理を積算に含めない等の誤った積算にならないよう注意すべき旨を明示し、実施団体に周知</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>○ マニュアルや「地域公共ネットワークに係る標準仕様」では、ネットワークの構築に関する事項については、技術的な説明にとどまっており、伝送施設を自ら敷設する場合と借り上げる場合の経費の比較方法等についての必要な記載が行われていない。</p> <p>→ 次のように積算方法が不十分な状況あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光ファイバケーブルの総延長を便宜的に簡略化した方法で見積もっており、借り上げ経費を正確に積算していないもの ・ ケーブルテレビのネットワークサービスの活用を検討した際、システム改修費を正しく見積もらず、借り上げ経費を過大に積算しているもの ・ 自ら敷設する場合の経費の中に光ファイバケーブル等の減価償却費及び維持管理費を含めて積算していないもの <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 地域（住民）のニーズ等の客観的なデータに基づいた業務システムの利用見込みについて審査を行うことをマニュアルに明示するとともに、補助対象施設・設備が有効利用される見込みがあることを確認した上で採択すること。</p> <p>さらに、補助事業の実施後は、施設・設備の利用状況を把握し、業務システムの利用が低調であるなど補助事業の実施効果が不十分と認められる場合には、その原因を分析し、審査に反映すること。</p> <p style="text-align: right;">(総務省)</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 総合通信局（9 総合通信局）における補助事業の採択審査の際に、地域（住民）ニーズ等客観的なデータに基づいた業務システムの利用見込みを</p>	<p>「地域公共ネットワークに係る標準仕様」については、勧告の趣旨を踏まえて、平成 18 年度中に改定予定</p> <p>⇒ 新たに事業を実施する団体に対し、改正マニュアルにより地域公共ネットワークを構成する伝送施設の自設又は借り上げの比較選定に関する注意事項を周知</p> <p>「地域公共ネットワークに係る標準仕様」については、勧告の趣旨を踏まえ、平成 19 年 4 月に改定し、自らネットワークを構築する場合又は通信事業者等のネットワークを利用する場合の経済性の比較に際しては、①光ファイバの総延長を簡略化した方法で見積もることによって借上げ経費の積算が不正確、②システム改修を正しく見積もらず借上げ経費を過大に積算、③自らネットワークを構築する場合において減価償却費及び維持管理を積算に含めないといった誤った積算にならないよう注意する必要があることを明示し、実施団体に周知</p> <p>→ 改正マニュアルに「施設・設備の規模、内容の決定に当たっては、地域住民のニーズについて客観的なデータに基づいた利用見込みを的確に把握し、接続施設及び設置箇所（例：市役所 1 階ホール）の検討を行うこと。」を明示し、実施団体に周知。また、総合通信局では、平成 18 年度において補助事業の申請のあった 30 件（18 年 12 月 4 日現在）について、改正マニュアルに基づき審査を行い、採択</p> <p>これら 30 件の補助事業に係る施設・設備の利用状況については、事業終了後に把握し、システムの利用が低調であるなど補助事業の実施効果が不十分と認められる場合は、その原因を分析し、マニュアルや審査に反映する予定</p> <p>⇒ 新たに事業を実施する団体に対し、改正マニュアルにより地域住民のニーズについて客観的なデータに基づいた利用見込みを的確に把握し、</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>審査していないもの（8総合通信局）あり</p> <p>○ 補助金交付要綱に事業実施後の利用実績の報告等を求める記載がなく、事業効果を把握する仕組みとなっていない。</p> <p>→ 次のように利用実績が未把握及び利用が低調な例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イントラネット事業を実施している調査対象 35 市町等の 150 の業務システムのうち、105 システム（70.0%）、地域インターネット導入促進基盤整備事業（以下「地域インターネット事業」という。）を実施している調査対象 26 市町村の 83 システムのうち、77 システム（92.8%）についてそれぞれ利用見込み件数又は利用実績件数が把握されていない。 ・ 地域イントラネット事業では、150 の業務システムのうち 34 システム（22.7%）、地域インターネット事業では、83 システムのうち 11 システム（13.3%）が未利用又は計画に対する利用実績件数が利用見込み件数の 25%以下と利用が低調 <p>(2) ケーブルテレビの整備事業（新世代ケーブルテレビ施設整備事業、農村振興地域情報基盤整備事業、漁港漁村活性化対策事業等）</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 新世代ケーブルテレビ事業について、地域ニーズを加入見込みに基づいて審査することを手引に明示するとともに、事業関係施設の利活用の見込みがあることを確認した上で採択すること。</p> <p>さらに、補助事業の実施後は、加入見込み及び施設の利活用状況を把握し、審査時の地域のニーズと比較して補助事業の効果が不十分と認められる場合には、その原因を分析し、審査に反映すること。</p> <p style="text-align: right;">（総務省）</p> </div>	<p>接続施設及び設置箇所の検討を行うことを周知</p> <p>また、総合通信局では、平成 19 年度において補助事業の申請のあった 11 件について、改正マニュアルに基づき審査を行い、採択</p> <p>さらに、平成 18 年度に事業を実施した 33 件のうち、18 年度で事業が完了した 26 件については、19 年度に施設・設備の利用状況を把握し、20 年度以降、システムの利用が低調であるなど補助事業の実施効果が不十分と認められる場合は、その原因を分析し、マニュアルや審査に反映する予定</p> <p>平成 19 年度以降に事業が完了するものについても、事業完了後に上記と同様の措置を講ずる予定</p> <p>→ 平成 18 年度に創設した「地域情報通信基盤整備推進交付金」においては、ケーブルテレビ施設整備に係るものについて、交付団体が提出する整備計画のフォーマットに整備の目標として加入見込みを記入する欄を設け、審査の際はこれを確認し、事業の実施後は、同交付要綱により、交付団体に整備計画の目標の達成状況等の評価を行わせることとしており、この評価により事業効果を確認</p> <p>このような仕組みにより、審査への反映も可能</p> <p>⇒ 「地域情報通信基盤整備推進交付金」におけるケーブルテレビの施設</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>○ 審査事項となる申請書の記載事項や都道府県が市町村に確認すべき事項等を示している「新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業交付申請書作成の手引き」では、加入見込みについて審査することとされており、総合通信局（9 総合通信局）の中には、地域（住民）ニーズを加入見込みに基づいて審査していないもの（8 総合通信局）あり</p> <p>○ 「電気通信格差是正事業補助金交付要綱」等では、加入見込みの把握を求めておらず、調査対象のすべての総合通信局（9 総合通信局）において事業実施後における加入状況等の報告を求めている</p> <p>→ 次のように加入率が低調、施設が一部が未活用の例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケーブルテレビの加入率を把握できた 17 事業のうち、加入率が 20% 以下と低いものが 9 事業 (52.9%)、さらにこのうち 5 事業 (29.4%) は加入率が 10% 未満 ・ 公共施設等に伝送路を延伸したものの一部活用されていないものあり <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 元気な地域づくり交付金及び強い水産業づくり交付金により実施されるケーブルテレビ事業については、都道府県知事に対して、事業計画を承認（強い水産業づくり交付金においては策定）する際に、当該計画の内容が将来的な放送のデジタル化に対応できるものであることを確認させること。（農林水産省）</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 補助対象とする施設・設備のデジタル化対応について事業実施主体において判断されるべきとしていることから、結果的にアナログ地上波の放送停止に対応できない施設・設備についても補助対象としうる形にな</p>	<p>整備に当たっては、平成 19 年度は、引き続き地域情報通信基盤整備計画において加入見込みを確認した上で交付金の交付決定を行っているところ</p> <p>なお、ケーブルテレビ施設整備に係る評価については、事業として軌道に乗るまでに長期間を要することから、事業が一定期間経過した上で整備計画の目標達成状況や効果等を検証することが有効であるため、整備事業終了後（原則 5 年度後）適期に交付団体が計画のフォローアップと評価を行う予定</p> <p>→ 各都道府県に対し、都道府県知事が元気な地域づくり計画を承認（強い水産業づくり交付金事業計画においては策定）する際には、整備されるケーブルテレビ施設が 2011 年 7 月の地上アナログ放送終了までに、デジタル放送に対応できるものとなっていることを確認することとする旨、「元気な地域づくり交付金によって整備されるケーブルテレビ施設に係る放送のデジタル化対応について（通知）」（平成 18 年 2 月 2 日付け 17 農振第 1677 号農林水産省農村振興局整備部地域整備課長通知）及び「強い水産業づくり交付金によって整備されるケーブルテレビ施設に係る放送のデジタル化対応について」（平成 18 年 2 月 14 日付け 17 水港第 2794</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>っている。</p> <p>一方、総務省では補助対象としての施設・設備をデジタル化対応のものに限定</p> <p>(注) 平成 17 年度から、農村振興支援総合対策事業のための農村振興地域情報基盤整備事業は「元気な地域づくり交付金」として、また、漁港漁村活性化対策事業等が含まれる水産業振興総合対策施設整備費補助金は「強い水産業づくり交付金」として交付金化されており、これにより事業費の配分方法の見直し等手続の簡素化や事業実施主体の裁量の拡大が図られている。</p> <p>2 地域情報化計画における到達目標等の明確化</p> <p>【勧告】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>総務省は、地域情報化を推進するための各種施策が効率的かつ効果的に実施される観点から、電子自治体推進指針に、具体的な各種施策の内容及び事業の目標等を地域情報化計画に盛り込むことの重要性を明記する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>○ 「電子自治体推進指針」では、地域情報化計画に盛り込むべき内容について、「同計画は中長期的な視点も踏まえつつ、適切な期間について、各施策の推進に関する実現目標、現状、課題、今後の取組、スケジュール</p>	<p>号水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長通知) により通知</p> <p>これを受け、都道府県では、平成 18 年度に 5 件の事業計画を採択</p> <p>⇒ 元気な地域づくり交付金及び強い水産業づくり交付金で実施してきた情報通信基盤整備は、平成 19 年度より農林水産省が直接交付する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」で実施</p> <p>本交付金によりケーブルテレビ施設の整備を行おうとする都道府県又は市町村は、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱」(平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 100 号農林水産事務次官依命通知) に基づき作成することとされている「事前点検シート」で、整備施設がデジタル化に対応するものであることを点検</p> <p>また、農林水産省では、提出された同点検シートに基づき、当該施設が適切にデジタル化に対応可能なものであるかについて確認した上で、交付金の交付対象として決定</p> <p>なお、平成 19 年度においては上述の手続を経た後、5 件のケーブルテレビ施設の整備について交付金の交付対象として決定</p> <p>→ 平成 18 年 7 月に電子自治体推進指針を改定し、電子自治体構築計画に具体的な目的等を盛り込むことの重要性を「同計画においては、適切な計画期間を設定し、計画期間内に取り組む各種施策について、実現すべき目標を明確化するとともに、施策を実施する背景や課題、施策の内容、スケジュール等について具体的に記載することが重要である。また、計画に盛り込んだ内容については、策定 (P l a n) →実施 (D o) →検証 (C h e c k) →見直し (A c t i o n) のサイクルに基づき、事後評価を実施し、定期的に見直しを行うことが必要である。」と明記し、「電</p>

主な勧告事項	関係府省が講じた改善措置状況
<p>ル等が具体的に提示されるものと考えられる」とするにとどまっており、事業の目標等を地域情報化計画に具体的に盛り込むことの必要性について十分示したものとなっていない。</p> <p>→ 調査対象 57 市町村のうち、地域情報化計画において事業の目標を明確にしていない 25 市町村では課題が発生しているところが 15 市町村（60.0%）と事業の目標を明確にしている市町村よりも多い。</p>	<p>子自治体推進指針の一部改定について（通知）」（平成 18 年 7 月 20 日付け総行情第 66 号総務省自治行政局長通知）により、各地方公共団体に周知</p> <p>⇒ 電子自治体推進指針は平成 19 年 3 月に廃止され、替わって、新電子自治体推進指針（以下「新指針」という。）が策定されており、新指針でも「電子自治体推進計画（※）において、適切な計画期間を設定し、計画に盛り込む各種施策について、実現すべき目標を明確化するとともに、施策を実施する背景や課題、施策の内容、スケジュール等について具体的に記載する。また、事後的に評価可能な指標を盛り込むことが望ましい。」ことを明記</p> <p>※ 電子自治体推進指針において各地方公共団体が策定することとされていた「電子自治体構築計画」は、新指針では「電子自治体推進計画」に名称変更されている。</p>